

研修室等の使用料金の判定基準の運用変更について

このたび、研修室、自然の家和室（時間貸し）、甲山キャンプ場常設テントの宿泊を要しない場合など、使用者名簿の提出を必要としない施設（以下「研修室等」）について、使用料金における市内・市外の判定基準の運用を次のとおり変更しました。

本変更は、施設使用における市内料金適用の基準をより明確にし、適正な運用を図ることを目的とするものです。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

■変更内容

<変更前>

代表者の住所が西宮市の場合、市内料金を適用

<変更後>

使用者の半数以上が西宮市在住者の場合に限り、市内料金を適用

※西宮市内在住者と西宮市外在住者の人数が同数の場合は、市内料金を適用します。

※使用人数は、引率者や付き添いの方を含め、当日に施設を利用されるすべての方を対象とします。

■利用申込時の手続き

研修室等をご使用の際は、別紙「施設使用人数確認書」をダウンロードのうえ、あらかじめ市内在住者と市外在住者の使用人数をご記入いただき、使用日当日に受付窓口へご提出ください。

なお、研修室等の使用については、これまでどおり使用者名簿の提出は不要です。

※自然の家・甲山キャンプ場のご使用については、使用者名簿で市外・市内料金を判定しますので、『施設使用人数確認書』の提出は不要です。

■住所確認について

受付時に、必要に応じて住所確認のため、学生証、運転免許証、マイナンバーカードなど、住所が確認できる書類の提示をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。

以上